4月1日より
子どもの福祉医療費の対象が、18歳※1までになります

子どもの医療費助成

問 住民福祉課 社会福祉係　☎62-9144

☆対象者拡大☆

15歳まで→18歳※1まで

拡大します！

☆受給者負担金☆

300円/1レセプト

を維持します！

＊福祉医療費給付事業とは＊

医療機関等に受診し、窓口でお支払いした医療費の自己負担分の一部を町が給付する制度です。

新たに対象となる方に、「福祉医療費受給者証」を送付しました。

４月１日より新たに対象となる方に、福祉医療費受給者証を３月末にご自宅へ送付しました。
今回は新たに対象となる今年度16歳～18歳になる方に送付しました。（中学生以下の方、障がい者、母子・父子家庭の方は今回送付されておりませんので、現在お持ちの受給者証をご使用ください。）

＜医療費の給付を受けるには（７月まで）＞

○県内の医療機関・薬局等の場合　　＊受給者証の提示により通常、町への申請は必要ありません。
　⑴医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証を提示し、自己負担分をお支払いください。
　⑵診療月の約２か月後に指定の口座に振り込みます

○県外の医療機関・薬局等の場合、県内受診で受給者証を提示し忘れた場合
　⑴医療機関等の窓口で自己負担分をお支払い後、領収書をもらってください。
　⑵上記領収書をお持ちになり、役場窓口で福祉医療費の申請をしてください。
　⑶診療月の約２ヶ月後に指定の口座に振り込みます。
　＊申請期限は１年間となっておりますので、ご注意ください。

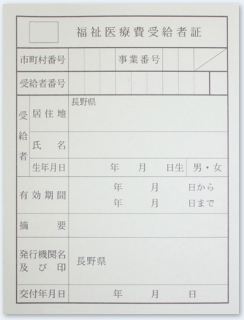

☆受給者負担金（300円/１レセプト）を負担いただきます。
☆自費診療分、学校管理下の怪我等でスポーツ振興給付金の対象となる場合は支給対象外です。
☆保険者からの高額療養費、付加給付等の該当になる場合は、手続きが必要な場合があります。

今回送付した受給者証の有効期間は「平成30年７月31日まで」の受給者証です
８月１日からの受給者証は、７月末18歳※1以下の全対象者に「現物給付方式」の受給者証を送付します

８月１日より　　「自動給付方式」から「現物給付方式(窓口無料化)」へ
７月までは医療機関等で自己負担分をお支払いいただき、後日口座へ振込しますが、８月からは18歳※1以下のお子さんの医療機関等でのお支払いが、受給者負担金(300円/1レセプト)のみとなります。※2

※1　満18歳に達した日以降の最初の３月31日
※2　柔道整復の診療は「自動給付方式」となります。また、県外の診療は、医療機関等で自己負担分をお支払いいただき、役場窓口において領収書での申請が必要となります。